

平成30年度 当初予算編成方針

本市の平成28年度決算における財政状況は、歳入においては、自主財源の根幹である市税が増額となったことや普通建設事業に係る国庫支出金が増加したことから、前年度比約11億6千万円の増額となった一方、歳出においては、普通建設事業費が大幅に増加したほか、子ども・子育て新制度の影響などで扶助費が増加したことにより、普通会計決算における経常収支比率は前年度比2.1%増の92.8%となり財政の硬直化が懸念される状況にある。

平成30年度は、ごみ処理施設整備事業を延期したところであるが、継続事業として平成29年度に設計した保健センターの耐震補強、浜崎学校給食センターや総合体育館の改修などの工事が始まることから普通建設事業費が増加となる。さらに、待機児童の解消に向けて平成29年8月に策定した朝霞市待機児童緊急対策の実施により扶助費の大幅な増加が見込まれるなど歳出面で非常に厳しい状況である。一方、歳入ではふるさと納税による他団体への寄附額が急増していることが市民税の減収要因となっているほか、普通交付税においても、国からの交付総額は縮小傾向で交付額は減少しており、近いうちに不交付団体になることも予測されるなど今後における歳入の伸びは期待できない状況にある。

このような厳しい財政状況の中、本市が第5次総合計画で掲げる将来像「私が暮らしつつきたいまち 朝霞」の実現に向け、安定的で健全な財政運営を行うためには、積極的に歳入の確保に努めるほか、市民生活に真に必要な事業においても最少の経費で最大の効果を上げられるよう限られた財源を重点的かつ効果的に重要施策に配分することが必要である。

そのためには、職員一人ひとりが財政の健全性に留意し、日々の業務において創意と工夫を持っていく必要がある。

以上のような認識に立って、平成30年度予算を次の方針により編成することとする。

1 基本原則

(1) 持続可能な財政構造の確立

第5次朝霞市総合計画を確実に実行していくためには、持続可能で安定した財政構造を確立することが必要であることから、より一層の歳出の抑制や歳入の確保に努めること。

(2) 事業の選択と集中

限られた財源を計画的かつ効果的に活用するため、政策主導型予算編成を徹底することとし、選択する事業については、第5次朝霞市総合計画実施計画の採択事業に限るものとする。

(3) 通年度予算の徹底と国・県の動向の把握

来年度の国の予算、地方財政計画が決定する前であるため、現行の行財政制度に基づき年間を通じた計画を立て、予測される歳入歳出等を漏れなく計上すること。

また、国・県の予算編成は本市の予算にも大きな影響を及ぼすものであることから、その動向を的確に把握し、見通しを立てること。

(4) 事務事業の見直し

施策全般について、行政評価に基づき、その内容、効果等を十分に検討し、新たな観点から創意と工夫を加えるなど、単なる経費の節減にとどまらず改善を図ること。また、既に所期の目的を達成した事業及び継続の必要性が薄れた事業については、縮小又は廃止すること。特に、国・県の制度によらず、市が独自に実施する事業については、新規事業の場合は終期を設定し、継続事業の場合は事業の効果や効率を評価し、継続の適否を判断すること。

(5) 市単独支援制度の見直し

引き続き厳しい財政状況が予想されることから、市単独の支援制度（補助制度、現物給付、利子補給、貸付制度など。国、県の制度に市単独で補助額を上乗せしている場合や対象となる範囲を拡大している場合を含む。）については、「朝霞市補助金制度の見直しに関する基本方針」に準じて毎年度制度の見直しを実施し、各部で縮小や廃止など、十分な検討を行った結果をもって予算要求を行うこと。

(6) 財源の確保

一般財源が極めて不足している財政状況を勘案の上、国・県その他団体の補助制度を最大限に活用するため十分な情報収集を行うとともに、補助制度の研究に努めるなど、積極的に依存財源の確保に取り組むこと。

また、市税等の徴収率向上等自主財源の確保に向けて、より一層努力すること。

(7) 経常経費の節減合理化

経常経費の大幅な増加が続いていることから、経常経費を総点検し、経常経費の節減合理化を徹底すること。

(8) 見積額の適正化

予算見積りに当たっては、最少の経費で最大の効果を上げることが念頭に、適正な額を見積ること。特に、決算において不用額が多額となっている事業については、利用実績などの具体的な数値、データなどによる決算内容の分析及び事業の評価を必ず行い、予算に反映させること。業者から見積りを徴する場合においては、複数の業者から徴し、見積内容を詳細に検討した上で適正な額を計上すること。

(9) 関係部課との調整

複数の部課に関連する事業は、事前に関係部課間で連絡を密にし、十分に協議すること。

(10) 機構改革への対応

平成30年4月に予定されている機構改革に係る予算編成は、機構改革前の従前の部課が予算計上すること。

(11) 特別会計について

各特別会計予算の編成については、一般会計予算に準ずるほか、より一層の経費削減に努めること。また、受益者負担の適正な確保を図り、収支の均衡に努め、一般会計繰入金の縮減に努めること。

2 歳入に関する事項

(1) 市税

歳入の根幹となる市税については、経済情勢の推移、税制改正等を十分勘案し、適切な額を見積るとともに税収の確保については、徴収率の向上と収入未済額の縮減を目指し、取り組むこと。

(2) 国県支出金

国・県の動向を的確に把握して見積ること。特に、補助負担率の変更等制度改正の動向に注視し、国・県の補助金が削減又は廃止された場合には、安易に一般財源への振替を行うことなく、事業の廃止・縮減を前提に十分に検討すること。

(3) 使用料及び手数料

対象の的確な把握に努め、適正に見積るとともに収入未済額の解消を図ること。

(4) 市債

市債をもって措置することが適当と認められる事業は、事前に財政課長と協議すること。

(5) その他の収入

過去の実績と今後の見通しについて検討し、歳入の拡大に努める中で歳出との関係に配慮し、過大又は過少見積りとならないよう的確な収入見込額を計上すること。また、有料広告事業の活性化に向けて積極的に検討すること。滞納繰越金は、その縮減を目指し、徴収の確保に努めること。

3 歳出に関する事項

予算要求する際には、適切な予算科目（節、細節、説明）で計上すること。なお、予算要求科目が不明な場合には、事前に財政課長と調整すること。

また、需用費、役務費については、引き続き枠配分を実施する。配分額は別紙1のとおりとする。

なお、一般職非常勤職員の報酬単価及び臨時的任用職員の賃金単価は、職員課長から別途通知する。

(1) 人件費

給与費については、職員課長から別途通知する。

時間外勤務手当の予算計上は、平成29年度当初予算の時間数の範囲内を限度とし、縮減に努めること。また、職員の健康保持の観点から、事務事業の見直しや一般職非常勤職員等の採用により抑制に努めること。

一般職非常勤職員等については政策企画課長及び職員課長と必ず調整すること。

(2) 物件費

公共施設の増加及び事務量の増大によって増加傾向にあり、財政構造

を悪化させる要因となっているので、旧慣にこだわらず創意と工夫をもって一層の節減合理化に努めること。

- ① 旅費は、安易に前年度実績によることなく抜本的な見直しを行い、抑制すること。また、出張命令は、予算の範囲内にとどめ、補正及び流用は原則として認めないこととする。県外出張は、原則として一人とし、市政に直接反映できるものに限るものとする。
- ② 需用費
 - ア 消耗品費（市民サービスに直結するものを除く。）は、前例にとられることなく不要な物を除くとともに、使用量の削減に取り組むこと。
 - イ 共通消耗品単価は、人権庶務課作成の単価表を用いて計上すること。
 - ウ 食糧費は、特にやむを得ない場合を除き、予算計上しないこととする。
 - エ 燃料費は、別紙２の基準単価表によること。なお、必要な使用量を精査し、適正に見積ること。
- ③ 役務費の建物・自動車損害共済基金分担金については、財産管理課長から別途通知する。
- ④ 委託料は、原則として、平成２９年度の設計金額又は支出実績額を上限とすること。なお、新規、既存を問わず、費用対効果の観点から委託することが真に必要なかどうかを十分に検討するとともに、委託業務の範囲や内容についても、効果を踏まえて十分に精査すること。なお、電算関連事業については、財産管理課長と調整のうえ、積算すること。
- ⑤ 土地借上料は、別紙２の基準単価表を基準とする。借上料の額は、賃借料に固定資産税と都市計画税の税額を加えて予算計上すること。
- ⑥ 公用車（軽貨物・軽乗用）の借上料については、財産管理課長と必ず調整のうえ、予算計上すること。
- ⑦ 備品購入費は、使用に耐えない備品の買換えのみを計上し、新規購入は、やむを得ない場合を除き計上しないこととする。
- ⑧ 施設の維持管理経費については、施設の維持管理上支障のない範囲内で削減できるものがないか、検討すること。

（３） 扶助費

国や県の制度改正の動向や近隣自治体との均衡に配慮し、対象者の確実な把握のもとに所要経費を見込むこと。また、市単独事業の扶助費は、近隣自治体の動向の把握に努めるとともに、費用対効果を十分に検証し、必要に応じて見直しを行うこと。

(4) 補助費等

補助金については、「朝霞市補助金制度見直しに関する基本方針」の「7 見直しの検証システム」に義務付けられている見直し経過及び結果に基づき、各部で十分に検討の上で計上すること。また、任意の負担金については、効果及び必要性の検討を行い、廃止を含めた制度の精査を行った上で予算計上すること。

(5) 普通建設事業費

事業の緊急性、効果、優先度等を検討し、計上すること。また、建設後の管理体制やランニングコストについては、運営の方法や財政負担を考慮の上、検討すること。

なお、設計を伴う建設事業については財産管理課長と必ず調整の上、計上すること。

(6) その他の経費

前年度の実績にとらわれることなくその必要性を再度見直し、適正な額を見積ること。

4 継続費・債務負担行為

新規に設定する場合は、事業規模、年割額等を検討し、後年度において過重な財政負担を招かないよう留意すること。

5 その他

細部の取扱いについては、別途、財政課長から通知する。

6 予算見積書の入力及び資料提出期限

平成29年11月14日(火)正午

(査定、原案作成の関係で厳守すること。)

7 提出部数

歳入予算見積書	財務会計端末への入力による。
歳出予算見積書	財務会計端末への入力による。
「新規事務事業説明書」等	1部
その他資料	1部